

## 会 議 録

### 1 会議名

平成28年度 第11回金谷区地域協議会

### 2 議題（公開・非公開の別）

- (1) 市議会議員と地域協議会正副会長との意見交換会について（公開）
- (2) 地域活動支援事業募集要項及び審査・採択の基本的なルールについて（公開）
- (3) 「金谷のまちづくりを話し合う会」のふりかえりについて（公開）

### 3 開催日時

平成29年2月22日（水） 午後3時3分から午後5時46分まで

### 4 開催場所

福祉交流プラザ 2階 第1会議室

### 5 傍聴人の数

0人

### 6 非公開の理由

—

### 7 出席した者（傍聴人を除く）氏名（敬称略）

- ・委員：高宮宏一（会長）、川住健作（副会長）、村田敏昭（副会長）、石野伸二、伊藤三重子、牛木喜九、桑山敏男、齋藤邦博、高橋敏光、竹内恵市、土屋博幸、山口茂幸、吉村清正
- ・事務局：南部まちづくりセンター 佐藤センター長、槇島係長、小林主事

### 8 発言の内容

#### 【小林主事】

- ・伊崎委員、永野委員、西条委員を除く13名の出席があり、上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告
- ・同条例第8条第1項の規定により、議長は高宮会長が務めることを報告

#### 【高宮会長】

- ・会議の開会を宣言

- ・ 会議録の確認：齋藤委員、高橋委員に依頼

#### — 次第 2 議題等の確認 —

##### 【高宮会長】

次第 2 「議題等の確認」について、事務局に説明を求める。

##### 【佐藤センター長】

資料により説明。

##### 【高宮会長】

事務局の説明について質疑を求めるがなし。

#### — 次第 3 報告（1）市議会議員と地域協議会正副会長との意見交換会について —

##### 【高宮会長】

次第 3 報告（1）「市議会議員と地域協議会正副会長との意見交換会について」に入る。

2月13日に正副会長が意見交換会に出席したので報告する。

A、B、Cの3グループに分かれ、参加者が57名、うち委員は41名で、16名の市議会議員が出た。金谷区はAグループだった。Aグループは高田区、三郷区、和田区、柿崎区、金谷区の正副会長と市議会議員5名。地域協議会の地域の要望や課題の取り上げ方、諮問事項の意見集約の方法、住民への周知方法、特に若者や女性が参加しやすい環境整備の推進等について、Aグループとしては話をした。

高田区では、自主的審議に入りたいが市からの諮問事項が多く、なかなか時間が取れないということ。それから、会議は月2～3回行っているということ。市民の声を取り上げるには、高田区は8ブロックあり広いため、意見の集約にたいへん時間がかかる。特に諮問事項について、市の担当課が諮問の説明をする段階で既に工事が始まっているものを取り上げてよいのかどうか、疑問を持っていると高田区の正副会長が話されていた。

和田区においては、3グループに分けて、細かいところから地域の課題を取り上げようというかたちを取っているが、なかなか地域からの意見が上がって来ないため苦労しているということ。ここも新人の委員が多いため、制度内容がよく理解されていない、これをどうしようか、というのがあった。

三郷区においては、地域協議会委員と町内会長との意見交換の場を設けているとのことであった。今、「地域支え合い事業」についてどうするかということで、まだ結論は出ていないが、取り組み始めている。

柿崎区においては、会議数が多いため苦労している。今は斎場問題について活発に意見交換している。それから各地域に出向き若い人の意見を聞いているそうである。若い人が来ると子どもを連れて来るため、そのために託児所を開設しているというのが、若い人の参加に結びついているのではないかということであった。委員の中で部会を設けて活動しているようである。私どもも地域協議会だよりを担当する編集委員がいるが、ああいうものを細かくしているということであった。

地域協議会を住民にどのように周知徹底しているかについてだが、地域協議会だよりの発行のほか、和田区では説明会を開いているとのこと、私はよいなと感じた。三郷区では、町内会の会議に出て、協議会の状況を説明しているという話があった。金谷区では、皆さん承知のとおり、協議会だより、出張協議会の開催、学校区ごとの意見交換を行い若い方の意見を取り入れようとしている。

#### Aグループの総括

- ・ 諮問事項が多く、自主審議の時間がとれない
- ・ 諮問事項説明時には、既に工事に着工している事案がある
- ・ 新人が多いため知識を習得するための時間がない
- ・ 参加者が少ない、特に、若者や女性の参加が少ない
- ・ 若い委員を募るには、早目にPRする
- ・ 地域への報告は、地域協議会だより、出張地域協議会、広報委員大勢でまとめている
- ・ 地域の消防団員のような待遇が必要、企業の協力を得たい
- ・ 地域活動支援事業は3次募集まで行う必要があるのか

・地域協議会の活動を住民に知らせる必要がある

副会長に補足を求める。

**【川住副会長】**

高田区から諮問が多いという話があったが、金谷区は諮問がほとんどない。審議する時間はかなりあったと思う。報告は主に地域協議会だよりにより行われているようだが、金谷区は地域に出向いて説明したりしているため、金谷区はその点も進んでいると感じた。

会議や報告会を開催しても、人が集まらない問題に苦労しているという話があった。特に柿崎区では、保育所を頼んでまで女性を集めているという話があった。皆さん非常に苦労して人集めをしていると感じた。

**【高宮会長】**

質疑を求める。

**【石野委員】**

地域協議会だよりは、金谷区は年間4回だが、津有区は1か月に1回、審議内容についてA4表裏のたよりを出している。本来であれば審議していることを伝えるべきだと思うが、今後、新年度等にそうしていければと思う。次年度の課題ということをお願いしたい。

**【高宮会長】**

分かった。いかに知らしめるかは大事だと思うため、考えていきたいと思う。

**【土屋委員】**

地域協議会側から出た課題、問題、悩みに対して、市議会議員からの意見や答えはあったのか。

**【村田副会長】**

市議会議員の方々が地域協議会委員に意見を伺いたい、というのが主目的だった。

**【土屋委員】**

分かった。

**【高宮会長】**

これから何回か開催されると思うため、その時には、と思う。

**【山口委員】**

地域の消防団員のような待遇というのは、具体的にどういうことを指しているのか。

**【村田副会長】**

消防団員の方は、勤め先の会社にも理解をもらい、会社においても優先して業務に携われるようになっている。だが地域協議会の委員は、例えば1時半から会議があると案内が来ていても、企業の理解度というのは今現在何もない。そういうような位置に地域協議会委員もならないのか、という話だったと受け取った。

**【山口委員】**

勤めている事業所、企業は、消防については理解があるが、我々地域協議会委員も、地域協議会があればそちらを優先させてもらう、ということか。

**【高宮会長】**

他に質疑を求めるがなし。

— 一次第4議題(1)地域活動支援事業募集要項及び審査・採択の基本的なルールについて —

**【高宮会長】**

次第4議題(1)「地域活動支援事業募集要項及び審査・採択の基本的なルールについて」、事務局に説明を求める。

**【小林主事】**

資料の説明に入る前に、前回と前々回の会議で委員の方からいただいた意見について回答したい。

まず、前々回石野委員から、地域活動支援事業の審査にあたり、配布する提案書の写しに見積書を添付できないかという意見について、結論としては添付できない。委員の審査対象には、見積り金額の妥当性の検討は含まれていない。また市としては、10万円を超えるものは2社以上の見積書で十分だとしているが、安ければよいというものではなく、地域経済に資するように、という気持ちもある。見積り金額について口頭での説明は可能だが、資料として添付することはできない。

また前回の会議で、正善寺まちづくり協議会が設置した看板のうち神社看板3基は宗教活動に抵触するのではないか、という質問があったが、事務局で看板の内容を確認し、結論としては特に支障ないものであった。市の法務担当とも協議して結論を出した。看板の内容としては、まちの成り立ちが主に書かれていた。

**【石野委員】**

見積書について、私が自治・地域振興課に直接聞いたところ、提案者に、委員に開示してもよいと了解を得ていれば、開示できると聞いた。今言われたことは、南部まちづくりセンターとしての取り決めということか。

**【小林主事】**

南部まちづくりセンターと自治・地域振興課で協議し、結論を出した。

**【石野委員】**

各区の事務局が担当しているため、区によると聞いた。

**【榎島係長】**

今の件について補足すると、市として地域活動支援事業の審査をお願いするにあたって、委員の皆さんに見積り額の妥当性までのチェックをお願いするものではないため、提案書に合わせて見積書を付ける必要はない、ということが1つ。あとは提案者がそれでよいということであれば、審査とは別に見積書を配ることは可能だということである。

**【石野委員】**

見積り金額の妥当性だけでなく、提案額が大きく配分額を上回った際に、最終的に採択金額を決定する際の減額の判断材料になると思ったため、できるかと確認したもの。

**【榎島係長】**

予算の使い方については、提案書に収支計画が記載されているため、そちらで判断いただくこととなっている。その上で、見積り額については口頭でお答えする、ということ是不変である。

**【石野委員】**

金谷区の場合、減額のルールが全くないため、そうした際にどう判断していくの

かと思い、見積りについて確認した。ここ数年は配分額よりも提案額が多くなっていないためよいのだろうが、今後はどうなるか。

**【村田副会長】**

参考資料としていただくことは可能、というのが事務局の見解である。提案者がよいという場合に添付できるのであれば、金谷区は見積書を添付してもらうことで、提案者に最初から理解してもらうようにここで決めることは可能かと私は考えるが、事務局の見解はいかがか。

**【榎島係長】**

先ほども申し上げたとおり、見積書の内容まで審査をお願いするものではないということから、今の件については、これまでどおり見積書は添付しないことでお願いしたい。

**【石野委員】**

提案書の収支計画に具体的に記載をするようお願いするよりも、別紙見積書参照と書いてあれば、見積書を出してもいいのではないか。

**【榎島係長】**

提案書の写しで審査していただくことでお願いしたい。

**【齋藤委員】**

見積りの添付は、金谷区だけで対応できるものではないため、他の地域協議会と統一した方がよいと思う。

**【石野委員】**

自治・地域振興課で統一見解を出していただければよいと思う。それはどこにも書かれていないので。

**【村田副会長】**

事務局は先ほど、提案者の了解を得れば見積書を添付することは可能だという話をされた。事務局には見積書が提出されている。募集要項にはそういうことが何も書かれていないが、地域協議会に参考資料として添付してよいかを聞き、よくないという提案者がいればそれでよいが、添付してよいというのであれば、参考資料として添付することは可能である。28区どこもそんなことをしていないということ

であれば・・・。今決めなくても、28区に聞いてみたり、自治・地域振興課に再度確かめたりして、前向きな話ができないものかと私は思う。今は駄目とかそうしようとか決めず、検討課題として進めたらどうか。

**【高橋委員】**

今までもあったが、見積金額の中身がおかしい場合は、提案者に質問していたはずである。提案者の回答に疑問を持つ場合は、単価を落とせないかなど、そのくらいの意見交換はできると思う。どうしても納得いかない場合は、点数を加減すればよいのではないか。例えば、正善寺工房で地元の料理のレシピを冊子にするという提案があり、ものすごい値段だった。プロのカメラマンが撮るから高いと。「20万～30万円落としてできますか」と聞いたら、「できます」という返事があり、減額した。それは、その前の見積りとは全然関係なくなった。最近も、正善寺の遊歩道の標柱を整備する事業で、杭（くい）の値段について質問していろいろ協議したと思うが、そういう方法を取り、そこで「私はどうしても気に食わない、これを落としたい」ということになれば、点数を落とせばよいし、審議する必要はないと言ったら審議しない。見積書の中身が細かく何十項目もあったとすれば、そこで間に合うものでもない。事務局の方で、そういうのは大丈夫か。

**【榎島係長】**

今、高橋委員がおっしゃられたような対応は可能である。

**【石野委員】**

基本は私もそれでよいと思う。今回は基本審査と共通審査が別々の日になったが、基本審査の際に、「次回の共通審査の説明の時に具体的に説明してください」ということを、提案者に事前に問いかけることは可能か。

**【榎島係長】**

地域協議会としてそのように求めるということであれば、事前に提案者に伝えることは可能である。

**【石野委員】**

それが可能であれば、そこで対応ということではよいと思う。

**【高宮会長】**



見積りの件についてはこれでよいか諮り、委員全員の了承を得る。

**【小林主事】**

募集要項と審査・採択の基本的なルール等について説明する。

7月以降段階を追って意見を求め、修正点について協議を行い、前回最終案を諮ったところ、さらに修正点が決まった。

今回の会議では、新年度予算案が議決された場合に4月1日から募集をかける内容を決めていただくので、お願いしたい。なお、平成29年度の金谷区の予算配分額は、平成28年度と同額の850万円となる予定である。

資料No.1～No.6により説明。

今回は、審査・採択の基本的なルールや募集要項等について、資料No.1の意見が正しく反映されているか確認いただいたうえ、このとおり修正することについて諮りたい。

なお本日、さらに修正が生じた場合には、審議日程が取れないことから、正副会長一任とさせていただくとともに、市統一基準により行う対象外事業や対象外経費についての修正があった場合は、今後事務局一任とさせていただきたいことについてもお諮りしたい。

**【高宮会長】**

事務局の説明について質疑を求める。

**【石野委員】**

何点かあるのだが、まず1点目。優先採択審査について、今までは募集一覧等の中に、教育や安全などの金谷区の採択方針のどの項目に合致しているかが書かれていたと思うが、それは記載しないのか。

**【榎島係長】**

今ほどの質問は、提案書の様式の中に、優先項目に該当するかを書くことについて質問されているということでしょうか。

**【石野委員】**

審査の前に配布される、提案件数や市の担当課のコメントなどが書かれた表があるが、そこには表示されないということか。

**【榎島係長】**

申請概要一覧のことを指されているのかと思うが、そちらについては2つある。

1つは、優先採択の項目のどれに該当しているかを書く欄がある。その隣に市の関係課で市として支障がないかを書く欄がある。そのうちの最初に申し上げた、優先採択のどれに該当するかというものについては、こちらで提案団体が提案書に書いてきた内容を、これまでどおり記載させていただきたいと考えている。

**【石野委員】**

これまでは提案者が書いてきた該当項目が記載されていたということか。

**【榎島係長】**

これまで優先採択審査は事務局で行っていたが、事務局としては提案団体が書いてきたものを参考に、こちらに該当するものを書いていた。

**【石野委員】**

今度からは、該当項目というよりも提案項目というニュアンスでよいか。

**【榎島係長】**

指摘のとおりである。これまでは事務局が審査して該当するものを書いてきたが、来年度から改める方法だと、提案団体が該当していると考えられる項目と捉えていただきたいと思う。

**【石野委員】**

了解した。

続いて2点目だが、平成26年度に基本審査で「適合しない」としているのに、なぜ共通審査で1点ずつ5点を絶対付けなくてはいけないのか、という論議がなされ、高田区が導入したため金谷区もそれに準ずるということで、「適合しない」とした人は共通審査をしないと取り決められ、平成27年度から実施されたと思う。それを今回は覆すという意味なのか、そういう意図があるのかを説明願う。

**【榎島係長】**

基本審査で「適合する」「適合しない」を、委員ひとりひとりから審査して提出いただくわけだが、ここで例えば14対2で、過半数が「適合する」となった場合は、地域協議会の総意として、この事業は「適合する」という判断が出たと考える。そ

のことから、次の優先採択審査については、2名の方からも引き続き審査をお願いするということである。

**【石野委員】**

全員審査となった中でも、基本審査で「適合しない」とした委員は、オール0点で採点というのは認められるのか。

**【榎島係長】**

そのとおり。例えば、優先採択審査で「該当しない」に付けていただくことや、来年度から付けられることとなった0点を付けるということを防げるものではない。

**【石野委員】**

了解した。

優先採択とその他の事業の分類の方法だが、「得点にかかわらず、優先採択事業をその他の事業よりも上位とする」という定義のもとで、資料No.3の右側の表、事業Hが総得点の半数を超えていて、採択では「×」と表現されているが、どういう意味か教えて欲しい。優先採択事業の中に不採択となる事業があれば、その下の順位の事業は不採択になっていくのか、順位は逆転するのかが明確に書かれていないため分からない。

**【榎島係長】**

資料No.3の2.(1)④に「提案事業は、審査により確定した順位で採択するものとする。」とある。そのため、その上にある表で、5番目の事業Fまでが採択となり、その下の事業Cが不採択となる場合、それより下の順位で採択されるものはない。

**【石野委員】**

5位の下に二重線が書かれているが、これは予算の線ではないということでのいいのか。

**【榎島係長】**

これは、今の一つ上「③採択事業は、事業提案の順位が確定した後、不採択となる事業を除外した上で、金谷区の予算を目安として委員間で協議し、検討することとする。」とあり、その検討結果として、予算で切ったのか、それとも全体として減

らしてしたのかは別にして、5番目の事業Fまでを採択しようという判断がなされた、という想定である。

**【石野委員】**

分かりづらく書かれているため理解しにくいのだが、事業Hの60点は総得点の半数以上であり採択基準を満たすため、予算があればそれは採択されるという認識で私はいるのだが、皆さんはどうか。

**【竹内委員】**

事業Cが優先採択事業なのに不採択になるということは、その下の事業も不採択になるため、この表どおりいくしかないのかなと思う。優先採択審査で判断を誤ると、こういう問題が出てくるのではないか。今まで長い間論議していた問題が、ここに来てまた不安になっているという状況だ。

**【榎島係長】**

「提案事業の順位は、得点に関わらず、優先採択事業をその他の事業よりも上位とする。」とある。このために、60点と30点を比べれば、事業Hの60点の方が点数は上だが、優先採択事業には該当しないため順位が下になっている。

**【石野委員】**

例では60点だが、満点の100点を取ったものも不採択ということか。優先採択事業で点数が低く不採択になった場合、その他の事業は点数に関係なく不採択ということか。

**【榎島係長】**

募集要項の2ページ目にある「優先して採択する事業」というのは、金谷区地域協議会として、「地域の課題を解決するためにこういう取組をして欲しい」ということで設定されている事項である。これに該当しない取組が仮に提案された場合、地域協議会として地域の皆さんに期待するものとは違うわけであるから、順位が下になるということである。

**【石野委員】**

出てきた答えを討議せず、そのまま不採択となることでよいのか。

**【榎島係長】**

この例が分かりにくいのだが、仮に5番目まで採択し、予算にまだ余裕がある場合、事業Cと事業Hも採択しようという判断もできる。そのあとの事業Gだが、基本審査で過半数の方が「適合しない」と判断されているため、事業Gは予算が余っていようと採択することはない。つまり、その他の事業も予算が余って点数が良ければ、採択は可能ということである。

**【石野委員】**

今、事務局から事業Cも採択できると説明があったが、その前に定義されているように、満点の半数以上でない限り採択にはならないため、必然的に不採択になると思う。協議するというニュアンスのことを先ほど言われたと思うが、違うと思う。

**【榎島係長】**

この表だけで見るとそうなるが、満点の半数をすべて超えている状況であれば、先ほど私が説明したとおり、その他の事業であっても、予算の余裕があれば採択することは可能である。

**【石野委員】**

順位が低くても、採択を満たす結果を得られていれば採択できることでよいか。

**【榎島係長】**

そのとおりである。

**【石野委員】**

表をもう少し分かりやすくしてほしい。パターンA、B、Cなどあると思う。また、書かれている文言を直さないと、このルールではつじつまが合わなくなってくると思うがいかがか。

**【村田副会長】**

私も躊躇（ちゅうちょ）しているが、竹内委員が言われたのは、30点の優先採択事業の下にその他の事業がつくことから、優先採択事業が採択されなければ、その他の事業も採択されないのは仕方がないのではないかと、という意見だったと思う。だが今、事務局はそれを飛び越して採択できるということで、見解が分かれていると思う。

**【榎島係長】**

私の説明がきちんと伝わっていない。私が申し上げたのは、竹内委員のおっしゃったとおりである。飛び越えての採択というのはできない。

また、この表についてだが、採否の欄があるがゆえに分かりにくさが出ているのかと思う。採否の欄をなくした上で、事業Fと事業Cの間の二重線を取り、事業C、Hの順位を6番、7番と付け、提案事業の順位を確定させた時点の表に改めさせていただくということではいかがか。

**【石野委員】**

事業Hは採択、という表現になるのか。

**【榎島係長】**

事業の採否というのは、この次の段階、採択事業の検討の際に行われる。その前の段階であるため、採否が決まっている状態ではない。これから採否を決める状態なので、表の一番右の採否の列を消す。その上で、事業C、Hの順位を6番、7番とする。かつ順位の5と6の間の二重線を一重線にする。そうすると、不採択になった一番下の事業G以外は順番が付いた状態で、これから採択を行うという段階の表になると思う。そのように直すことでいかがか。

**【村田副会長】**

だが、その他の事業が60点でも90点でも、不採択になるというのは変わりがない。飛び越えて採択にはならないため、その他の事業は不採択になる可能性もある。総得点が10点の事業よりも下になる。そんなことはあり得ないと思うが。

**【石野委員】**

順位は、最初の結果としてこれが出てくると。そこから、採択の条件を満たさない案件を不採択とするのであれば分かる。事業Cのようなものがあつた場合、結果的には採択にもっていけるのか、全くしないのか、どちらかしかないと思う。それについて皆さんの意見はどうかということである。

**【榎島係長】**

総得点の数字の付け方がよろしくなかったようである。採点の結果、点数が満点の半数に満たない事業は自動的に不採択になるため、事業Cが仮に満点の半数未満だとすれば、その時点で不採択になっているはずである。そうならないように点数

を調整する。ここは見落とししていた。

**【村田副会長】**

30点は不採択になるため、事業Hが6番目になり採択される、ということであれば何の問題もない。だから、30点の事業Cは不採択で、60点の事業Hを採択にしてくれればよいのではないか。

**【石野委員】**

採否の欄をなくすという部分で、一次判定、二次判定と入ってくれば分かるのだと思う。一次判定では下3つの事業は不採択となるが、二次判定では事業Hが採択、という表現にする。そういうことで、この表の修正だけでよい。表し方だけの問題である。

**【榎島係長】**

この表は順位を確定した段階での表のイメージになるため、今ほど村田副会長がおっしゃったとおり、事業Cと事業Hの順番を逆にして、かつ採否の欄を消す、ということをお願いしたい。

**【石野委員】**

それはそれでよいと思うが、「優先採択事業をその他の事業よりも上位とする」という表現は変えないといけないのではないか。募集要項の1ページ目にも書かれている内容だと思うが、その意味合いをどう定義するか。

**【村田副会長】**

事務局も言われたように、最終的には事業Hが6番に順位が上がると明記していただければ問題ない。事業CもGも不採択となるため順位は付けない。6位となった事業Hは予算があれば採択する。それでよいか。

**【石野委員】**

それでよいと思う。皆さんの意見も聞いていただいて。

**【桑山委員】**

事業Hは優先採択が「×」になっているため、採択の方には入らないのでは。順位の6と7を入れ替えるというのはおかしいのではないか。

**【村田副会長】**

事業Cは不採択になるため、順位を付ける必要がないわけである。それから事業Gも不採択になる。事業Hは6番になり、その下に事業C、Gがつくと私は理解している。

**【石野委員】**

優先採択が「○」「×」で表現されているが、「優先」か「その他」という表現の方がよいのではないか。

**【榎島係長】**

今ほどの指摘については、そのように直ささせていただきたい。

**【齋藤委員】**

優先採択事業の下位に、その他の事業が来る。採点前は点数が付かないので、その段階の表のイメージとして見れば、これでよいと思う。その後、採点した結果、事業Cが満点の半数以下の30点で不採択になる。私はそれで納得がいく。

村田副会長がおっしゃるように、事業HとCを逆転すると、かえっておかしくなってしまう。採点前の優先採択事業がその他の事業より順位が上ということだから、イメージ図はこれでよいのではないかと考えている。

**【石野委員】**

今、齋藤委員が言われたとおりだと思う。この順位は当初順位だと思う。1から5までしか書いていないが、これは当初順位で、これがこういうふうに採否が決まりましたよという結果であれば、それで理解できると私は思う。結果として、事業Cは不採択だが、事業Hは予算枠があるから採択なのかと思う。事業Hを採択しないという意見があれば、今の話は論外になってくる。まず確認をいただかなくてはいけないのはそこだと思う。

**【榎島係長】**

この表は、1.(5)の「①事務局は、不採択事業を除き、優先採択事業とその他の事業に区分し、それぞれ上記(4)で算出した得点の高い事業順に並べる。」「②提案事業の順位は、得点に関わらず、優先採択事業をその他の事業よりも上位とする。」「③提案事業の順位確定後、速やかに『提案事業順位表』をまとめ、地域協議会に報告する。」という作業を行った上でスクリーンに映し出した状態であるため、



得点は入っている。そして、事業Cは満点の半数に満たないため不採択である。事業Gは基本審査で過半数が「適合しない」としているため不採択である。その上で、「1番から6番の順位に並んだので採択事業について審議ください」と示す状態の表のイメージである。そのため、6番に相当する事業Hも、場合によっては採択される。

**【石野委員】**

であれば、表の題名に「【参考】提案事業の順位の確定イメージ」と書いてあるのは、「確定」を取らないとまずい。当初の順位であるため、「確定」と書くとおかしくなる。

**【榎島係長】**

この「確定」は、「④この結果をもって、提案事業の順位を確定し、以後順位の変更は行わない。」とある。この「確定」である。

**【村田副会長】**

事務局の言うとおりでよいと思う。共通審査を終えた後の順位のイメージであり、優先採択審査までの順位を示しているわけではない。

**【石野委員】**

2. (1) の「③順位が確定した後、上記事業を除外した上で・・・」の「上記事業」というのは、点数が満点の半数未満の事業を除外して、ということだよだろう。だから、そのとおりでよいわけである。

**【榎島係長】**

補足する。この「上記事業を除外」というのは、基本審査で不採択となった事業と、採点の結果、満点の半数未満で不採択となった事業、この2つを指している。

**【村田副会長】**

審査・採択の基本的なルールについては、提案者には渡らないと理解してよいか。

**【榎島係長】**

内容は公開であるが、提案者には積極的な説明はしない。

**【村田副会長】**

前に進めるよう進行をお願いしたい。

**【石野委員】**

ルールの関係はこれで終わりということか。

**【高宮会長】**

これで終わりである。

**【石野委員】**

では1つだけよいか。

共通審査の審査項目の発展性に、「提案団体は、信頼性、将来性、継続性はあるか」という部分で、新規団体の場合、代表者の名前しか出されないため判断がつかないのだが、どう判断をしたらよいか、会長。

継続されている団体や、町内会、振興協議会という公の組織は分かる部分もあるが、全く新たな会を立ち上げて提案されても、私たちに来る提案書は個人情報が見え隠れした状態になっているため、代表者氏名や団体の構成人数しか分からない。判断がつかない部分がある。

**【村田副会長】**

それは我々委員に課せられたことであって、我々が調査や勉強するということで、会長に聞くことではないと私は思う。自問自答でこれはどうなのか、あるいはいろいろな意見で委員が話し合ったりすることの審査項目だと理解して、会長に答弁を求められても困ると思う。

**【石野委員】**

失礼した。取り消す。

基本審査の時に、「この団体が分からないので、プレゼンテーションの時に分かることを説明してくれ」と求めることはよいか、事務局に確認願いたい。

**【村田副会長】**

質問の時間が15分あるのだから、その中で提案者に説明を求め、その言葉によって信頼性があるのか、発展性を感じられるかを、委員で判断したり、伝え聞き等もあるかと思うが、私たちに課せられた部分が多いだらうと理解する。

**【石野委員】**

提案書に、会の規約や会則を添付しなければいけないと思うが、それについて参

考として事務局から説明いただけるのか。今、それは私どもに一切出てこない。

**【村田副会長】**

私が提案した時は、代表者氏名と、運営、決算などの概略を記入した。ただ、それをもって全てが分かることではないため、石野委員が言われたように、あらかじめ尋ねておくといったことは、しっかりとした審査をしたいということになれば、大事なことかと思う。

**【高宮会長】**

先ほどから話に出ているように、我々は基本審査と優先採択審査を行い、その後にプレゼンテーションがある。その時に質問する。そのためには、事務局から送られてくる提案書だけではなく、自分の目で見ると、行動してみる、調べるということが絶対必要だと思う。あるいは、提案書には今後の活動について書かれているが、そういうところを聞くことが大事だと思う。

**【石野委員】**

昨年も、仮採点のために資料が送られて来たが、見るすべもないので何も採点できない。個人情報が出なくても、会則くらいは開示されてもよいのかなと私は思う。メンバー表は出せないだろうが。

**【榎島係長】**

まず信頼性の部分については、発展性、将来性も含まれるが、金谷と縁もゆかりもないという提案団体はおそらくないと考えられる。そのため、村田副会長が話されたとおり、皆さんの方である程度あてが付く部分もあろうかと思う。それでも、ということであれば、プレゼンテーションの後に質問の時間がある。そこで皆さんがこの点についてどう考えるかをお聞きする。または、自己評価票に書かれている内容により判断いただきたいと考えている。

**【石野委員】**

全て金谷区に縁のある人とは限らない。地域活動支援事業は、2つの区にまたがったときに、それぞれに提案して援助ができるため、高田区の人が金谷区の援助を申請できる。一概に、全くないということとは言えないと思う。ある程度の情報提供をお願いしたい。それは、基本審査の時に事務局から教えてもらってもよいし、共

通審査の時に説明でもよいと思う。それはルールにすることではない。

**【榎島係長】**

事業提案書の中に、「次年度以降の活動の見通し」という欄がある。あとは、提案団体が自己評価票に書いてくる部分がある。かつ、プレゼンテーションで顔を見て話を聞き、質問ができる。その範囲で判断いただけるものと考えている。

**【高宮会長】**

提案書に細かく書くようになっている。大変細かすぎるため、もっと簡略にできないかという意見も出ている。そういう提案書を我々はもらうわけだから、見ていけば分かると思う。

**【石野委員】**

判断材料が全くなくてよいのか、という疑問だけである。

**【村田副会長】**

石野委員が言われるように、判断材料がないというのはそのとおりだが、団体について内容がよく分からないということであれば、事務局に教えてもらうというかたちで、ケースバイケースでいかがか。分かっている団体は数多くあるわけだから、私たちが認識していないところがあったら、尋ねたり私たちが聞いてみたりというように、私たちが行動を起こす。それには、もちろん事務局からの協力ももらうということで、しっかりとした審査に結びつけるというかたちで進めていくことかどうか。

**【石野委員】**

基本審査の時に、事務局が分かっている範囲を教えていただけるということでしょうか。

**【榎島係長】**

事務局が、この団体は信頼できる、できないということは申し上げにくい。ただ、私どもは提案者と直接会って提案書を受理する。この方はふだんどういうことに取り組まれているか話を聞いている。そういった情報提供は、基本審査を行う1日目で可能かと思う。

**【石野委員】**

それをお願いしたい。

**【高宮会長】**

提案書が我々に送られてくる。これを見れば分かると思うのだが。

**【石野委員】**

今回、審査が2日に分かれ、基本審査は日付的には早い方であるため、その前にこの資料が送られてくるのか、それとも基本審査をする時に資料が配られるのかが分からない。私は基本審査の時に資料をいただけるものだと理解していた。

**【榎島係長】**

提案書の提出が4月28日までとなっている。事前に委員の皆さんに資料をお送りした上で、1日目の審査に来ていただくということになる。

**【高宮会長】**

そうだと思うのだが。名前と事業名と事業費だけでなく、提案書が来ることが前提だと思う。そうでないと事業内容が分からない。

**【石野委員】**

事前に提案書が送付されるか分からないため、そういう質問をした。提案書が1週間や2週間前に届くのであればよいと思う。そして、基本審査の時に、質問や意見を聞かせていただきたいというお願いである。

**【高宮会長】**

では、そういう意見が出たときは聞いていただければと思う。事務局も答えられるように、宜しくをお願いしたい。

**【榎島係長】**

対応できるようにする。

**【齋藤委員】**

「提案事業の順位の確定イメージ」について、この順位は点数を付ける前なので、優先採択審査の結果の順位ではないのか。

**【榎島係長】**

地域協議会1日目が終わった段階で順位が付くとすれば、まず基本審査で「適合する」とした事業が上位のブロックに入る。そのブロック内で、優先採択審査で「該

当する」となった事業が上の順位の小ブロックに入り、「該当しない」となった事業が下の順位の小ブロックに入る。

その次に、基本審査で「適合しない」とした事業が下位のブロックに入る。

かつ、それぞれのブロック内での順位はついていない。それが1日目の終わりの状態である。

**【村田副会長】**

基本審査、優先採択審査の後に順位を付ける必要はないと私は理解する。順位を付けると、「適合する」とした人が多い事業が上にいく。その順位を見て共通審査を行うようになるのではないか。色眼鏡で共通審査を行うようになると私は理解する。順位は最後に付けるべきであって、途中経過で付けたら、次の共通審査に影響が出ると思う。

**【齋藤委員】**

そうすると、イメージ図は結果の話でもっての順位か。

**【高宮会長】**

そうである。

**【齋藤委員】**

採択について協議する順位ではないということか。

**【高宮会長】**

そうである。事務局どうか。

**【榎島係長】**

資料No.3の話か。

**【高宮会長】**

資料No.3の順位の付け方。

**【齋藤委員】**

基本審査と優先採択審査の結果の順位というのは、点数を付けるわけではないため、これは優先採択事業かその他の事業であるかの違いだけで、優先採択事業の中では順位はつかない。それでよろしいか。

**【榎島係長】**

今の話は、優先採択審査で「該当する」とした委員が何人、「該当しない」とした委員が何人、それをもって順位を付けるのか、という質問だとすれば、そういう順位付けは行わない。あくまでも過半数はどちらかという判断になるかと思う。

村田副会長から話があったが、地域協議会 1 日目の基本審査の結果について、「何対何で『適合する』』とは言わず、「過半数の委員は『適合する』とした」という発表の仕方でよいかを確認させていただきたい。

**【石野委員】**

今、説明があったとおりでよいと思う。知らせてもらいたいのは、『適合しない』のはこの案件でした、それ以外は全て適合でした」というアナウンスだけで、それ以外のことを知らされると、採点に高め誘導や低め誘導が起きるため、それはいい状態がよいと思っている。

なおかつ、審査にあたった 1 事業ごとに 1 枚ずつ結果を提出するというのはよくないと思う。例えば、同じような案件があった時に、前はこう出したが今回はどうだとか、その修正ができなくなるため、最後にまとめて出した方が私はよいと思うが、皆さんはどうか。

**【村田副会長】**

それは、事務局で考えはあるのか。それともそれを委員で協議するのか。

**【榎島係長】**

進め方については、1 事業ごとに共通審査と優先採択審査を行うと考えていたが、今の意見の部分について審議いただき、全部終わってからでよいということであれば、それでもよろしいかと思う。ただ、基本審査で「適合しない」と過半数が判断した事業は優先採択審査に進まないため、まず基本審査だけ全部終わらせ、それから優先採択審査という段取りにせざるを得ない。

**【高宮会長】**

1 枚ごとで私はよいと思う。

**【石野委員】**

1 枚ごとというのは枚数だけの問題。ルールの中で、提出後は疑義が生じても訂正できないとうたっている。事業ごとに出すと、ある程度遡って「こっちが低かつ

たから上げておこう」という修正が一切できなくなる。それを考慮すると、提出はまとめてかと思う。

**【榎島係長】**

1日目は過半数かどうかだけを見ればよいため、全ての事業について審査したものをこちらにいただければ、その結果はすぐお知らせできる。2日目の採点だが、現状では次の事業提案者が説明をしている間に、こちらで前の事業の点数の入力作業を行っている。このため、今、石野委員がおっしゃったような、全部の事業の採点が終わってからこちらへ提出いただく方法をとると、事務局が入力集計するための時間、委員にとっての休憩時間が相当長くなる。そこだけ理解いただく必要があるかと思う。

**【石野委員】**

審査、採点に不備があった場合に確認できる符号をつけるということだが、不備があった場合というのは、例えば欄に何も記載されていなかったとか、5項目足したら25点以上になってしまったとか、そういうような場合だと想定するが、提出後にそういうことがあっても修正を認めないともある。白紙の場合は0でカウントでもよいのだろうが、点数が多かった場合、この修正は認められないため、この人の分は省くことになるのか。

**【榎島係長】**

現状は、審査、採点に不備があった場合、事務局が確認できるように記号等を振っている。具体的には、3.5点や空欄や6点など。そういった場合に、すぐその委員のところに行き、修正のお願いをしている。それを全てこちらで確認して、受け取った後の修正はできないということである。

**【石野委員】**

了解した。

**【高宮会長】**

今、説明があったとおり、採点してもらって回収する。そのときに事務局が見て、空欄になっているところは今まで指摘していた。その点数は0から5が入るわけだから、自分が入れなかったら、0なら0で入れればよいわけである。そうしている



ということなので、心配はないと思っている。

**【村田副会長】**

基本審査については事務局の提案どおり、まとめて全ての事業を集計した基本審査票を事務局へお渡しして、そこで「適合する」「適合しない」を報告してもらおう。そして、共通審査については、1件ごとに提出しないと事務的にも煩雑で難しいということなので、そのように私たち地域協議会委員は理解したいと思う。それでいかにどうか聞いてほしい。

**【高宮会長】**

今の村田副会長の説明でどうか。

**【石野委員】**

補足だが、優先採択審査も基本審査と同じ方法でよいか。

**【榎島係長】**

村田副会長の認識とちょっと違っている。1日目は、9つの事業が出てきたとすると、1つ目から9つ目までの事業について、まず順番に委員で意見交換を行い、その上で1から9の事業について基本審査をお願いする。

そして皆さんから9枚ずつシートを頂戴し、「7番目の事業は過半数が『適合しない』でした、それ以外は全て『適合する』が過半数でした」と結果を報告する。

その後に優先採択審査を、7番目の事業を除いて行っていただく。今度は1事業減るため8枚ずつ提出いただき、例えば、「8番目の事業を除いて『該当する』が過半数でした、8番目はその他の事業になりました」と報告する。

地域協議会2日目には、1番から9番のうち、7番目を除いた提案者から来てもらう。8つの提案事業について、それぞれの説明を一通り聞き、委員にはその都度採点をしていただき、全部終わった段階で8枚分をこちらに提出いただく。その間には、1つ目の事業から8つ目の事業に点数を付ける中で、「2つ目の事業は調整しようか」ということもできる状況である。そして8枚分の採点表をいただき、こちらで作業の時間を30分や40分いただいた上で順位を出す。そう理解していたが、いかがか。

**【村田副会長】**

分かった。いずれにせよ、共通審査も基本審査もまとめて提出することでよいということか。1枚ずつ出さないと具合が悪いような説明だったと私は解釈していた。共通審査も9件分あったものを全部、点数を付けてから事務局に渡す、基本審査も9件分まとめて事務局に渡す、という理解でよいか。

【高宮会長】

違うだろう。

【村田副会長】

1つつするののか。

【高宮会長】

そうである。同じような事業が出てきているのに、こちらの点数が下がれば、こちらでも直さなくてはならないと、そういうことはしないということである。その都度、案件1件ごとに回収する。

地域協議会2回目の採点は、その都度回収するということだろう。時間がかかるからそうしたい、という説明ではなかったのか。

【榎島係長】

石野委員からの指摘は、1つ目の事業の基本審査、もしくは採点を行い、それが9件目の事業の話を知ったら、1件目の数字は直さなくてはならないということが起きて、1枚ずつ出してしまっても直せない。だから全体のバランスを最終的に点検した上で出したい、という話だったため、基本審査、優先採択審査、採点を行う共通審査、これを9件なり8件全部終わってから、全部見直しをして出せるようにしたらよいと受け取った。

ただ、2日目の採点については、そのようにまとめて8件分出していただくと、集計作業に非常に長い時間がかかるため、そこは理解いただきたいと先ほど説明をしたところである。それについて、皆さんで協議いただければと思う。

【石野委員】

先ほど事務局の説明では、優先採択審査について、何対何で優先採択事業だと伝えと言ったと思うが、それはしないですね。優先採択事業なのかその他の事業なのかは発表しない。点数の誘導につながる。

**【榎島係長】**

優先採択審査が終わった段階で、その事業が、優先採択事業になったかその他事業になったかは、お伝えすると考えているが、違うか。

**【石野委員】**

順位の部分変動してくるため、公平的な審査をするのであれば、伝えてもらわない方がよいと思う。

**【榎島係長】**

そこは皆さんで話して決めていただきたいと思う。

**【村田副会長】**

優先採択事業になったのか、その他の事業になったのか、その結果を審査した皆さんに伝えるのは筋だと思う。それを伝えずに、次の共通審査に移るなんてことはない。そのための審査ではないか。

**【石野委員】**

共通審査は、その他の事業だろうが優先採択事業だろうが一律で、私は関係ないと思っている。

**【村田副会長】**

関係あるなしに関わらず、審査の結果を知らせるのは筋である。それでは審査結果を知らせないでよいということになってしまうではないか。

**【石野委員】**

提案事業の順位の確定イメージのようなかたちが、最後に私どもに伝わればよいと思うのだが。

**【村田副会長】**

基本審査も知らせる。

**【石野委員】**

基本審査で「適合しない」となった案件は報告をもらうとなっている。優先採択審査の結果を、もらった方がよいのかももらわなくてよいのかだけだと思う。どちらにしても共通審査に進むわけだから、それはもらわなくてもよいのではないか。公平な目で、どれも一律な目で審査をするということであれば、私は伝えてもらわな

くてもよいと思う。

**【村田副会長】**

その他の事業であっても優先採択事業であっても共通審査は行うし、点数ももしかしたら優先採択事業よりもその他の事業の方が高くなる場合もある。知っていても知らなくても、そうなる。だから審査の結果は教えてもらうべき。

**【石野委員】**

逆転する可能性というのはいろいろあると思うが、その部分は私たちが知らなくてもよいことだろう、というだけである。

**【竹内委員】**

16人で話し合うような方向へ持っていかないといけない。何かあるたびに事務局に聞いているのでは、いけない。

我々はこれまでと同じだと思っている。細かいことを決めたのはやっかいだとは思っているが、方法そのものは前と、平成28年度と何ら変わらない。そのことだけ理解していれば、「発表してもらおう」と言えばそれでいい。16人の委員で決めるのだから。それもみんなルールにしたなら、採択の審議で話すことが何もなくなってくるのではないか。私はそう思う。

**【高宮会長】**

基本審査の結果をまとめて提出し、「適合する」「適合しない」を発表することに賛成の委員に挙手を求め、全員の賛成により、発表することに決する。

優先採択審査の結果をまとめて提出し、「該当する」「該当しない」を委員に知らせるか採決し、知らせないに賛成2名、知らせるに賛成10名により、知らせることに決する。

**【石野委員】**

採択事業の検討は全て公開になっていると思う。採点は、誰が何点を入れたかは分からないが、審査のいろいろな会話は全て会議録に載っている。それを見ると、この人はどういう考えを持っているかなどがすぐに分かる。ある区ではそういう部分を非公開にしているところもあるし、会議録で分からないように委員の名前ではなく番号でやれば分からないということもあるが、その辺どうなのか。

**【高宮会長】**

私は、委員を承っていれば、会議録に載ろうが載るまいがよいと思う。

**【石野委員】**

どうだろうかと話伺っている。

**【高宮会長】**

他に意見を求める。

**【竹内委員】**

聞いた範囲だと、ある区では審査の際のやりとりは非公開というか、傍聴者から出てもらって行っているところもあるようだ。ただ、ここのルールはここで決めればよい。最後まで傍聴者や記者を入れてするのがよいのか、肝心の金額を決めるときには委員だけになってするところなどがある。

**【石野委員】**

今の意見を補足すると、配分額についていろいろあった際に、そこでのやりとりが公開されるとまずい、という懸念があるということである。うちは配分方法が決まっていない。その都度の協議になっている。

**【高宮会長】**

そういう意見が出たがいかがか。決を採ってよいか。

**【山口委員】**

議長、決めてほしい。

**【榎島係長】**

会議の公開制度というものがあり、非公開とすることができる定めもあるが、どういう場合に非公開とできるか今ここでは確認できない。ですから、ここで、決を採っていただくのは結構だが、非公開と決まった場合にも、制度上もう一度確認をさせていただく必要があるということ承知いただきたいと思う。これについては、今回お諮りしたものと直接関係してこないため、そういったことを前提に決を採っていただければと思う。

**【竹内委員】**

3月でもよいのではないか。

【高宮会長】

次回に。

【石野委員】

4月でもよいと思う。どこかに表さなくてはいけないということはないわけだから。

【高宮会長】

今の説明の中で、他の区ではあるという話があった。あれば我々もできるため、次回までに事務局の方で調べてほしい。

【齋藤委員】

ちなみに、今まではどうしていたか。

【槇島係長】

平成28年度、平成27年度については全て公開で、全ての質疑が会議録に記載されている。提案団体への質問、提案団体の回答、全て会議録に記載している。

【竹内委員】

私が言ったのは、最後の調整をする際に非公開になる部分があると聞いたということである。質問などはもちろん公開だと思う。

【高宮会長】

審査の非公開については、次回以降に協議することを諮り、委員全員の了承を得る。

他に意見を求めるがなし。

来年度の地域活動支援事業の募集要項について、事務局の説明に一部修正することとでよいか諮り、委員全員の了承を得る。

—休憩—

—次第4議題(2)「金谷のまちづくりを話し合う会」のふりかえりについて—

【高宮会長】

次に、次第4議題(2)『金谷のまちづくりを話し合う会』のふりかえりについて」に入る。

皆さんのところに、前回会議の資料No.6、7が配布されていると思う。読んでいただいているかと思うが、感想を一言ずつお願いできればと思う。

事務局に説明を求める。

**【小林主事】**

前回会議資料No.6、7により説明。

**【高宮会長】**

事務局の説明について、質疑を求めるがなし。

ここに書いてあることを、またよく読んでいただきたい。説明があったように、各町内、あるいは自分の身のまわりから意見等出してもらい、少しでも地域が良くなるように、ということになるかと思う。

では感想に入る。吉村委員から順に感想を。

**【吉村委員】**

小学生の父兄の方ということで、どうしても話の焦点が狭いというか、集中したような話になっていた。遊ぶところが欲しいとか、防犯がどうだ、という話ばかりだった。そういう世代の方々なので話は偏ると思っていたが、まだまだ遠慮してらっしゃるなというのが実感である。

資料に項目ごとに整理してあるが、丁寧にこれを拾い、返事をしなくてはいけないものは、返事をしなくてはならないだろう。

**【山口委員】**

都合により第1回目しか出られなかったが、我々は予算のことだとか、そんなことはできるわけがないとか、いろいろなことを頭に置きながら聞いてしまう部分もあるが、我々もこういうことを考えていかななくてはいけないなと思った。例えば、ドーム型の遊ぶ施設が必要だとか、我々が言えないようなことも意見として出された。子どもたちの通学路や、いろいろな活動をする上でこういうことをして欲しいという意見があり、大変参考になったのではないかと思う。今後は、こういう若い人たちの意見を聞きながら進めていくのも1つの方法かなと思った。

### 【土屋委員】

私は2回目の方に出た。いろいろな内容が書かれているので、違った観点での話になる。

高田西小学校の教頭先生から、高田西小学校区は本当に町内の皆さんから良くしてもらっているという、高田西小学校を褒めるような話が非常に多かった。後で飯小のPTA副会長と話したら、うちは何をしているのかな、というような話だった。私も飯小に子どもが行っているためPTAの1人でもあるのだが、そこからまず変えていこうということで、出た意見等をPTA側から学校の方に意見をあげて、今後どうしていったらよいか検討していきたいという話をされていた。多少、地域活動支援事業の話もしたが、PTA側としては、正直そこまで考えている余裕もないというか、とにかくどうやって子どもたちを守っていくかを考えているという感じでもあった。どう変えていったらよいか、またどのように啓蒙（けいもう）していったらよいかというのは、課題として私自身の中に残った。

### 【竹内委員】

私もいくつか整理して、ある程度回答しなくてはならないと思う。

山麓線は県道のため暗くて当たり前と思ったのだが、明るくしろと言っても今の状況からは難しい。どうすれば明るくなるのか、行政に聞いて回答した方がよいと思う。

公園だったら、都市整備課の公園係に行き、広い公園を各校区に1か所くらいできないかという話はできるのではないかと話をして回答を求めるくらいまではできるのではないかと考えている。

山麓線のバスについては、このあいだ頸城自動車と話し合う場があったため質問したら、今、山麓線には3本くらい走っているそうである。増やせばよいと話したら、関根学園がスクールバスを出しているそうで、それでだんだん利用者が少なく、それだけでも利用者が少ないという話を聞いた。どうしたら路線バス利用者を増やせるか。やはり乗る人がいないと増やせないため、頸城自動車に現状を聞き、現状報告をするくらいはできるのではないかと感じた。

### 【高橋委員】



全体的に、交流がないとか、遊び場がないため場所が欲しいという意見なのだが、全然あてはまっていない。小学生、中学生は、そういう行事に集まらないのが現状である。イベントは行っていないわけでもない。私の町内では、お祭り、運動会、作品展というものは全部行っているが、小・中学生の参加は0である。これは親が子どもにさせていないこと自体が問題だと思う。自分の子どもに「行事があるから行きなさい」と言って、子どもが行くか行かないかの問題である。行なっていないということはない。

そして、電気を付ければ明るすぎると。これは勝手な話。街灯というのは、30mに1か所、昔の蛍光灯で20ワットと決まっている。決まっている数字にあれこれ言われても難しいし、街灯を増やすと言われてもできない。なかったところに付けることはできるが、30mおきを15mにはできないはずである。ここには誠に上手に書いてある、誠に上手に言ったかもしれないが。

ボール遊びとなると、学校のグラウンドや、大きい公園がないとできないかもしれないが、普通の子どもが外で遊ぶぐらいの場所はだいたい確保されているが、外で遊ぶ子がいないのが現状である。家の中で遊んでいる子が多い。外に出ても子どもの声が聞こえない。それなのに遊び場が欲しいというのはおかしいと思っている。ちょっと無駄をしたなと思っている。

#### 【齋藤委員】

「金谷のまちづくり」というテーマがなかなか捉えにくいということで、非常に細かく具体的というか、防犯灯、遊び場、学校が終わった後に子どもを預かってくれる場所など、2回とも同じような話が出ていたような気がする。「金谷のまちづくり」と言っても、学校区で多少違うため、金谷として一括りではなく、それぞれの学校単位でのまちづくりになると思う。昭和町などの団地が多いところは、緑が足りないし、道も狭いし、いろいろと要望を皆さんお持ちだと思うが、そういう話が出なかった。どういうふうに話をもっていけばよいかまとまらなかったため、もう少し意見を出しやすいテーマを用意した方がよいと思った。

#### 【桑山委員】

1回目、2回目に参加した。私はもうちょっと参加人数が多いかなと期待してい

たが、ちょっと少ないかなと。また、役員の方が大半だった。一般の父兄の方が来られるかなと期待していたため、ちょっとどうかと。

意見については、遊び場が欲しいなど言われたが、学校区で、学校の行事と町内会の行事で連携していけば、まだまだ地域性は出てくるという感想を受けた。町内会長もここに何人かいらっしゃるが、町内会長とPTAと協議を進めれば、もっともっと活性化するのではないか。

#### 【牛木委員】

私は2度とも出ていないため、何も言えないのだが、特に中ノ俣は高齢化で、子どもの話は本当なら聞かなくてはいけないのだろうが、関係ないと言ったら失礼だが、他人事のような気がしていた。

#### 【伊藤委員】

お母さんたちのどんな意見を聞けるかと期待が大きかったのだが、出なさいと言われて出てきたお母さんが多く、「PTA会長から言われてきた」と言うだけで、考えた意見が出てこなかったのが残念だった。せっきくの時間なので、そこをもう少し徹底して、参加して欲しいと思った。

#### 【石野委員】

私は、1月18日は都合が悪くて出席できなかったのだが、資料を見る限りで判断すると、小学校の保護者や教員の方々から集まってもらったこともあり、大体そういう年代の意見が多いだろうなど。違う年代、子育て世代と老人の方々では、全く違った目線がある。そういう方々を、オールマイティではないが、意見をどうやって吸い上げられるのかと考えさせられた。

#### 【川住副会長】

子育て世代ということで、ほとんどが防犯や遊び場が欲しいというような、集中した意見になったと思う。

どこの町内にも、ある程度の場所や、町内会館や建物がある。ところが、大人に指導者などのボランティアをしてくれる人がいないと、なかなか親御さんの方で「あそこへ行きなさい」とはならないと思う。交代制でもよいが、町内会館で子どもたちの遊びを見守ってくれる人を育てないと、場所ができてなかなか集まらな

いのではないかと思う。昔は子どもたち同士で遊んでいたと思う。高学年の人が子どもたちに遊びを教えることがあったのだが、今はみんな個人で、ゲーム等に集中しすぎてしまって、なかなか遊び方を教えてくれるような場面がない。先日、小学校へ行って、昔の遊びを教えたが、コマや竹馬を教えたら子どもは大変喜んだ。なかなかボランティアでそういうことをしてくれる人がいないため、今後、町内会館で親が交代でついてくれるような人を育てていくことが大事ではないかと感じた。

#### 【村田副会長】

これが最初で最後ではないため、1つの案として、このまとめを今日、第11回の地域協議会で協議したということ添えて、参加した方に答申するというのもありかなと。例えば、黒田小学校区の方は高田西小学校区のことを知らないし、高田西小学校区の方は黒田小学校区の話し合いの結果を知らないわけである。だから、「同じようなことを言っていた」など、そういうことにつながるようであれば、事務局には大変お手数をかけるが、参加してくださった方々に結果を答申するというのも、地域協議会としての1つの姿勢かと考えている。

#### 【高宮会長】

金谷区は、黒田小学校、高田西小学校、飯小学校区があり、大変広い。私も見ていて、この3つの学校においても、先生方、地域の方々、やはり相当開きがあるのかなと感じている。この感想をもとに、最後に村田副会長が言われたように、参加者の方に、「こういう意見が出た」、「こういう話し合いをした」と通知した方がよいと思う。それから、やり方をどうしようかと。「もっとたくさん出るのではないか」という話もあったが、我々はどういう方を地域にお願いしようかと。川住副会長が言われた、ボランティアを育てなければ駄目だということもあるかと思う。

これで地域の方々との交流は終わりではないため、もう少し課題を絞り込んで、また開催したいと思う。今日の感想をもとに、改善策等を三役と事務局で協議して、皆さんから意見を聞いてまとめていきたいと思う。

#### 【齋藤委員】

「金谷のまちづくりを話し合う会」を開催するにあたり、三役でいろいろと頑張っていたいただいたので、御礼申し上げます。

また違った地域でいろいろな人と話し合いができれば、自主的審議として審議する事項も生まれるのではないか。自主的審議については先ほども説明があったが、その辺りを提案できればよいと思った。

【高宮会長】

まだまだ感想はあろうかと思うが、とりあえず今回はこれぐらいで締めさせていただけたい。次回も皆さんの意見をいただきたいと思う。

#### —次第5 事務連絡—

【高宮会長】

次に、次第5「事務連絡」について、事務局に説明を求める。

【佐藤センター長】

・今後の日程

地域活動支援事業説明会：3月8日（水）午後6時30分 福祉交流プラザ

第12回地域協議会：3月22日（水）午後6時30分 上中田町内会館

平成29年度第1回地域協議会：4月26日（水）午後6時 福祉交流プラザ

・地域協議会だより3月1日号を発行予定

・中郷区地域協議会の意見書の写しを配布

【高宮会長】

事務局の説明について、質疑を求める。

【石野委員】

3月の上中田町内会館の出張地域協議会の議題はある程度決まっているのか。

【佐藤センター長】

前半は通常地域協議会。

【石野委員】

その部分で何を話すか、ある程度詰められているのか。

【佐藤センター長】

これからである。

**【川住副会長】**

黒田小学校区 1 1 町内に回覧を配るのだが、それはできているのか。

**【小林主事】**

上中田で開催する協議会の周知については、3月1日発行の地域協議会だよりで全戸に周知する。それと併せて、黒田小学校区の各町内にチラシ回覧により別途周知する予定である。そちらはまた後日用意する。

**【高宮会長】**

- ・ 会議の閉会を宣言

9 問合せ先

自治・市民環境部 自治・地域振興課  
南部まちづくりセンター

TEL : 025-522-8831 (直通)

E-mail : nanbu-machi@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料もあわせて御覧ください。